

1 住民に開かれ自立するまちづくり

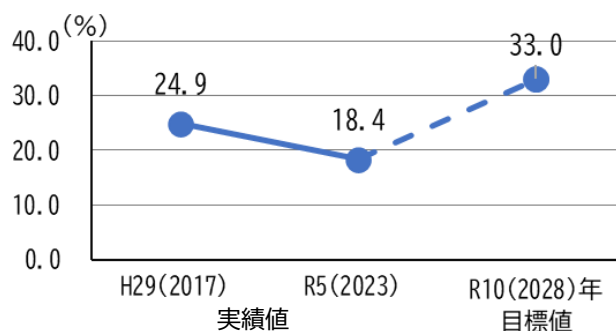
協働による仕組みづくりや効率的な行政経営により、行政サービスの充実を図る

数値目標

◇数値目標1(1)

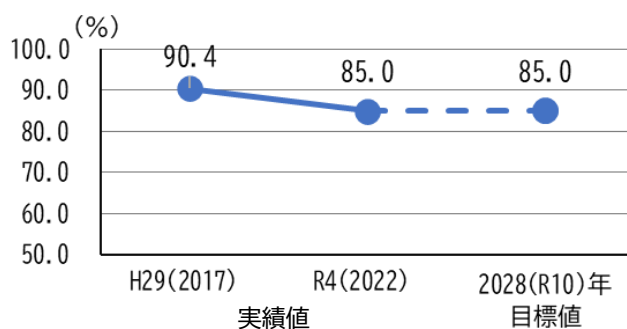
月に一回以上地域活動に
参加する人の割合

(住民アンケート調査で「月に1回以上地域活動に
参加した」と回答した人の割合)



・補助指標

自治会加入率



基本的方向1 協働の仕組みの構築

具体的施策1 参画・協働

具体的施策2 広報広聴・情報公開

基本的方向2 お互いを尊重するまちづくり

具体的施策3 人権

具体的施策4 男女共同参画

基本的方向3 健全で効率的な行財政運営

具体的施策5 行政サービスの提供

具体的施策6 行政経営

具体的施策7 広域連携

具体的施策1 参画・協働

関連する条例・分野別計画等 王寺町まちづくり基本条例

目指す姿

住民が主体的にまちづくりに参画し、活躍できるまち

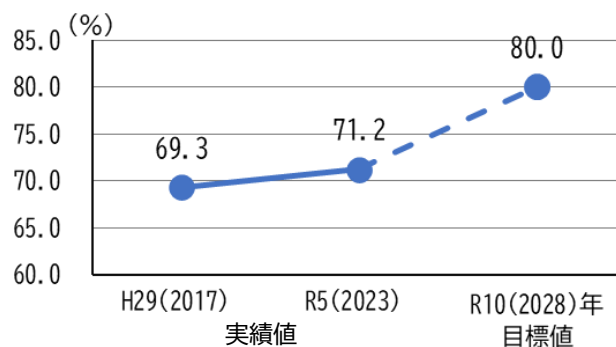
住民が積極的にまちづくりの担い手として参画できる、魅力と特色のある住み良いまちになっています。また、地域に根ざした自治会等、多様な主体が互いに協力しながら協働によるまちづくりに取り組んでいます。

重要業績評価指標 (KPI)

◆KPI1-1

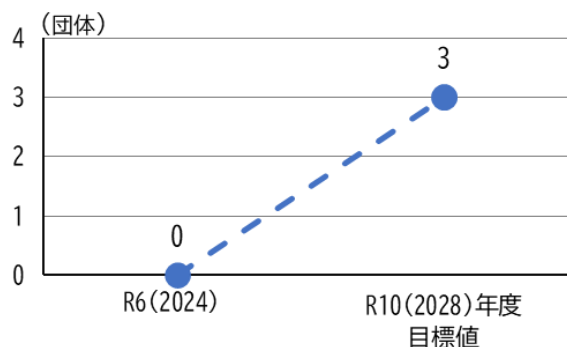
協働によるまちづくりについて
推進すべきと考える人の割合

(住民アンケート調査で「協働によるまちづくり」
について、「推進すべき」「ある程度推進すべき」
と回答した人の割合)



・補助指標

まちづくり協議会設立数 [累計]



現状と課題

●協働のまちづくり

令和3(2021)年4月に町民による参画と協働のまちづくりを進めるための基本ルールを定めた「王寺町まちづくり基本条例」を施行しました。地域の課題解決や住民福祉の増進のため、自治会、各種団体等の多様な主体で構成する「まちづくり協議会」の設立に向け、令和4年度(2022)からは、王寺町を3つのエリア(北・中央・南)に分けて町民ワークショップを継続して行うとともに、自治連合会をはじめとする、各種団体においても先進地視察研修が行われています。今後、「まちづくり協議会」の設立に向けた支援制度についても検討が必要となっています。

●地域コミュニティの活性化

平成25(2013)年3月末時点で94%あった自治会加入率が令和5(2023)年3月末には84%と10年間で10ポイント減少するとともに、役員の高齢化や担い手不足などが課題となっています。コロナ禍の影響で「クリーンキャンペーン」や自治会行事などの地域活動ができない状況が続いていましたが、徐々に活動が再開されています。

令和4年(2022)4月からは、義務教育学校の開校に合わせて、ボランティアによる通学路の見守り活動がスタートし、多くの住民の皆様に参加いただいています。地域コミュニティの活性化のため、「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を通して自治会、各種団体等との連携を図り、新たな地域活動の担い手の発掘やリーダーの育成が必要となっています。

具体的な取組

◆ 協働のまちづくりの推進

・住民参画の機会の充実

住民の意見を今後の町づくりに生かすため、タウンミーティングやパブリックコメントを始め、町民ワークショップ、計画づくりの審議会の委員公募等、町の施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に関わることができるような仕組みを構築し、住民が参画する機会を充実させます。

・まちづくり協議会設立支援

自治会や住民活動団体で構成する地域課題解決のための組織「まちづくり協議会」の早期設立に向け、機運醸成を図るとともに、ワークショップやリーダー養成講座の開催など必要な環境づくりを行います。

・まちづくり基本条例の検証及び見直し

令和3年4月に施行された「王寺町まちづくり基本条例」について、「まちづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、多様な手段で町民の意見を聞いて検証し、必要に応じて見直しを行います。

・ボランティアセンター機能の確立

志のある町民が気軽に様々なボランティア活動に参加できるよう、町で所有するボランティア団体やNPO法人等の情報を取りまとめてホームページに掲載し、定期的に広報・周知を行います。

・参画・協働事業の推進

王寺町の参画と協働の基本ルールである「まちづくり基本条例」の理念に基づき、あらゆる事業において、町民の参画・協働を推進していきます。また、クリーンキャンペーン、あいさつ+1(プラスわん)運動、通学路の見守り活動などについても、さらに多くの町民の参画のもと協働のまちづくりを推進します。

◆ 地域コミュニティの活性化

・自治会等の活性化の促進




地域コミュニティの基盤組織である自治会の活動状況を把握し、それぞれの地域の特性や課題に応じた支援を行うとともに、地域に住む人々が主体となった情報共有の効率化・迅速化に向け、電子回覧板の導入支援などデジタル技術も活用しながら、自治会への支援を行います。

また、自治会加入の促進に向けて自治会活動についての広報を充実するとともに、自治会に関する情報を転入者に個別に案内する等、自治会の必要性について周知を進めていきます。

・コミュニティ施設への支援（地域の居場所づくり）

コミュニティ活動の拠点となる地域集会所の改修等、既存施設の更新・維持管理に対する補助を行うとともに、サロン活動の推進等により、地域における多世代間交流を促進します。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● まちに関心を持ち、地域活動や、まちづくりに主体的に参加します。 ● 日頃から住民同士で積極的にコミュニケーションを図ります。 ● 地域で発生するさまざまな課題の解決に主体的に取り組めます。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会等が中心となり、地域の活動を行うとともに、住民相互の親睦を図り連帯感を高めます。 ● 自分たちの地域のことは自分たちで決めて行動し、まちづくり協議会等の組織化を図りながら、地域が主体となって課題解決に取り組めます。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者等が持つ専門的な知識や情報を提供します。 ● まちづくり協議会に参画するなど、地域課題の解決に貢献します。



具体的施策2 広報広聴・情報公開

関連する条例・分野別計画等 王寺町情報公開条例／王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例

目指す姿

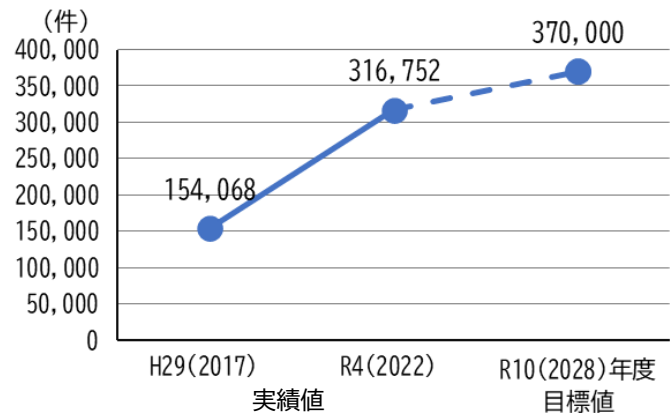
住民に必要な情報が速やかに届けられるまち

世代に応じてさまざまなメディアを活用することにより、すべての住民に必要な情報がいち早く届けられるとともに、住民と行政の双方向型の情報発信により、住民の意見、要望等が共有できる体制が構築されています。

重要業績評価指標（KPI）

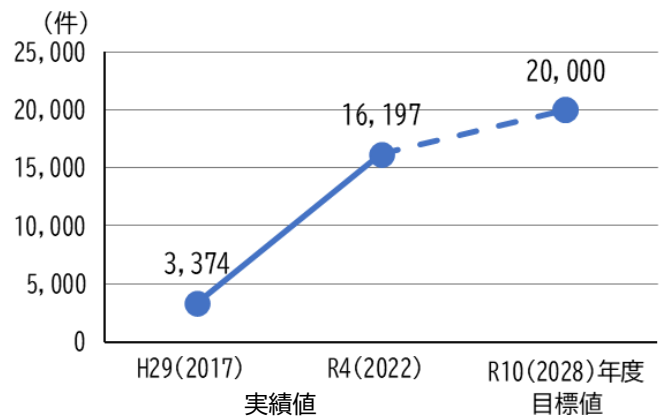
◆KPI1-2

町公式サイトへの年間アクセス数



◆KPI1-3

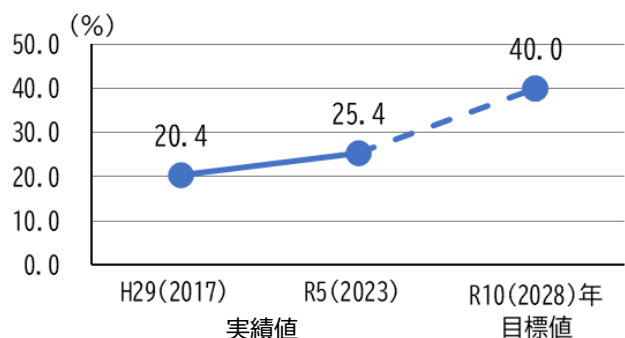
町公式SNSのフォロワー数
[累計]



◆KPI1-4

行政の透明度に関する満足度

(住民アンケート調査で「行政の透明性」について、「推進すべき」「ある程度推進すべき」と回答した人の割合)



現状と課題

● 広報広聴の充実

住民が必要とする情報を確実に届けられるよう、広報紙や町公式サイト、Facebookによる広報を実施してきましたが、より効果的な情報発信を行うため、LINE、Instagramの町公式アカウントを開設しました。

令和4(2022)年度には、対象を絞って効果的な情報発信を行うターゲット別LINE配信機能を拡充し、アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上のため町公式サイトのリニューアルを行いました。また、令和5(2023)年度には住民主体で町の魅力を発信する「まちの宣伝隊」を結成しました。令和8(2026)年2月の町制施行100周年に向け、町の魅力を発信するシティプロモーションを展開する必要があります。

住民の町政に対する要望・ニーズについては、町公式サイト内「町長へのメッセージ」や役場庁舎設置の投函箱「あなたの声」、タウンミーティング、パブリックコメントの実施等、住民が利用、参加しやすい広聴活動に努めています。

● 情報管理と公開・提供

令和5(2023)年4月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、各地方公共団体で制定していた個人情報保護条例が廃止されました。今後は個人情報の保護に関する法律等に基づき、行政が保有する情報について、より一層厳格な管理が求められます。

民間の調査研究や経済活動、地域活動等に活用できるよう、町が保有する公共データを町公式サイトに掲載し、二次利用が可能なオープンデータとして提供しています。また、開かれた議会に向けて、令和2(2020)年9月から、議会(本会議)のインターネット中継を開始しました。

具体的な取組

◆ 広報広聴の充実

・ 各世代に対応した様々な情報媒体の活用

広報紙面や町公式サイトの充実を図るとともに、リアルタイムで情報を発信し、共有できるSNSの特性を生かし、防災、観光、町の良さ、見どころなど若者、子育て世代、高齢者等、多様な住民のニーズに即した適時適切な情報発信の更なる充実を図ります。

・ 100周年を契機としたシティプロモーションの推進

王寺町は令和8年2月に町制施行100周年を迎えます。この記念すべき大きな節目を契機として、シビックプライドを醸成するとともに、町のブランドイメージを高めるため、行政と町民が一体となり、まちづくりの主役としてSNS等様々な情報媒体を活用し、町の魅力を町内外に効果的に発信するシティプロモーションを推進します。

・ 町民協働による情報発信

町民が主体的にまちの魅力PRに携わる「まちの宣伝隊」のメンバーを募り、研修会の開催や

町政情報のタイムリーな提供等の活動支援を行い、効果的な情報発信につなげます。

・ 広聴の工夫・充実

幅広く住民の声を聴き、ニーズに即した施策を立案・実施できるよう、住民からの意見・要望に対する速やかな回答と情報共有を図るとともに、新たな計画づくりにおいて広く公に意見を求めるなど、あらゆる機会を通じて住民の意見等を聴くことに努めます。

◆ 情報の適正な管理と公開・提供




・ 情報セキュリティの強化

情報公開制度について、今後も適正な運用を継続するとともに、個人情報の漏洩防止に向け、情報セキュリティの強化など必要に応じた対策を図ります。

・ オープンデータによる情報提供

町が保有する情報を住民や事業者等が二次利用できるよう、オープンデータとしてインターネット上で公開することで、新たなサービスやビジネスの創出につなげます。

役割分担

	<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙等を通じてまちに関心を持ち、積極的にまちづくりに参加します。 ● 公式サイトやSNSを活用して情報を取得します。 ● 町の魅力を町内外に発信します。
	<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙・回覧板・掲示板・SNS等により地域内の情報の周知・共有を図ります。 ● 町の魅力を町内外に発信します。
	<p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護に関するセキュリティを強化します。 ● 公共データを活用したアプリ開発など、地域課題の解決に貢献します。 ● 町の魅力を町内外に発信します。



具体的施策3 人権

関連する条例・分野別計画等 王寺町人権擁護に関する条例／王寺町人権施策に関する基本計画

目指す姿

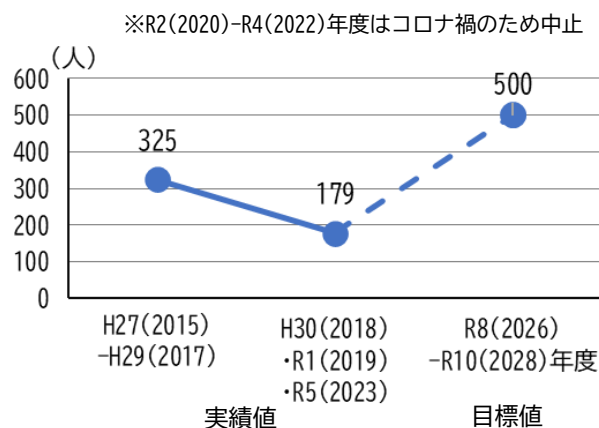
人権尊重の精神が根づくまち

住民が正しい知識や情報を持ち、家庭・地域・職場・学校等あらゆる場において、お互いの人権を尊重することを、常に関心、考え、行動することが定着したまちになっています。

重要業績評価指標 (KPI)

◆KPI2-1

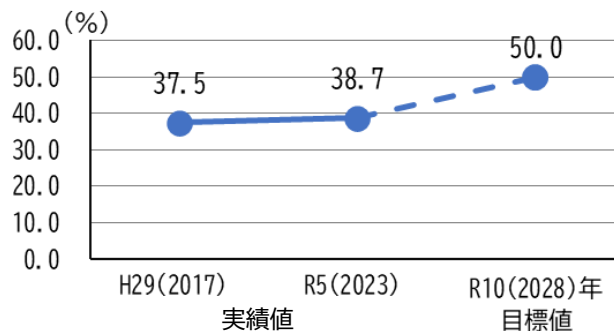
人権学習懇談会の参加者数(3か年計)



◆KPI2-2

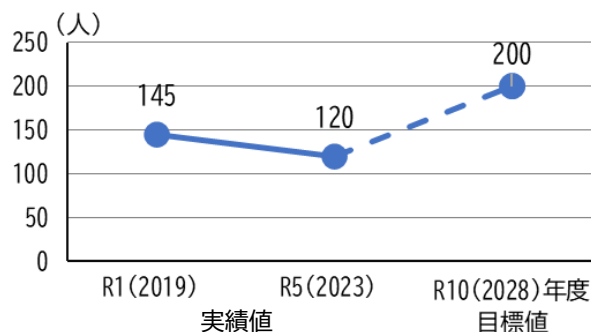
人権啓発・人権教育に関する重要度

(住民アンケート調査で「人権啓発・人権教育」について、「とても重要」「ある程度重要」と回答した人の割合)



・補助指標

差別をなくす町民集会参加人数



現状と課題

●人権を尊重する地域社会の実現を目指して

王寺町においては、聖徳太子が説いた「和（わ）の精神」を現在に伝えるまちの町民として、これまで多くの人々の努力の積み重ねにより、人権擁護に取り組んできました。

しかし現状をみると、部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に係る差別等、社会潮流の変化により人権問題も多様化し、インターネット上での人権侵害も大きな問題となっています。

平成28(2016)年には「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、これらの法律の理念の具現化が求められています。王寺町では、あらゆる人権侵害を解消し、全ての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向け、人権擁護に関する取組を推進するため「王寺町人権擁護に関する条例」を令和5(2023)年3月に制定しました。

コロナ禍の影響で、駅前啓発活動や人権学習懇談会等を実施できない時期もありましたが、今後は、各種団体や機関の協力のもと、人権を尊重する地域社会の実現を目指し、条例に基づき計画的・効果的に施策を推進することが重要です。

具体的な取組

◆ 人権尊重のまちを目指した取組の推進

・「人権学習懇談会」の開催

部落差別をはじめ、障がい者差別、外国人差別、DV、いじめ、児童虐待やLGBTQに関する人権課題等を身近な問題として捉えなおし、人権尊重のまちづくりに向けた地域社会の絆の構築を推進するため、王寺町人権教育推進協議会が主催する「人権学習懇談会」の開催について、自治会や学校、各種団体と連携協力し、多くの住民が人権課題に触れることができる機会を確保するため、コロナ禍で実施した人権出前講座の開催など内容や形態の工夫改善に努めます。

・「王寺町人権施策に関する基本計画」に基づく事業

令和5年度策定の「王寺町人権施策に関する基本計画」に基づき、子どもや子育て世代を対象とした学習会などの事業を実施していきます。

・「人権フェスタ」の開催

人権の大切さを学ぶとともに、あらゆる差別のない明るく住みよい地域づくりを進めるため、王寺町と三郷町が主体となって関係機関と連携のもと、「人権フェスタ」を開催します。

・「差別をなくす町民集会」の開催

部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に係る差別のほか、インターネットを利用した人権侵害など、現代における差別をテーマにした講演等を通じて人権

尊重について学ぶ「差別をなくす町民集会」を開催します。

・学校での人権教育

一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じて、人権の重要性を理解するとともに、自分を大切にすると同時に他者を大切にすることができるよう、人権教育を推進します。また、地域における偉人や伝統文化、自然等を取り入れた、身近で分かりやすい道徳教材を積極的に活用することにより、子どもの内面に根ざした豊かな道徳性を育みます。更に、福祉教育や読書活動等を通じて、優しさや思いやりの心を育む教育を推進します。




・職員を対象とした人権研修会の開催

町職員を対象に、人権問題の現状と今日的課題をテーマにした研修会を開催し、人権意識を高めます。

・人権相談窓口の定期的な開設

人権侵害をされたと感じた時に気兼ねなく相談できるよう、人権擁護委員による人権相談（毎月、第1・3月曜日）に加え、特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）を引き続き実施するとともに相談窓口の周知を行います。

役割分担

	<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが、家庭、地域、学校、職場、その他のあらゆる 生活の場において、人権尊重の精神を社会意識として身につけ行動します。 ●人権意識を高めるため、「人権学習懇談会」等に参加します。 ●人権に関する悩み事は、相談窓口で相談します。
	<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における人権意識を高めるため、「人権学習懇談会」等の活動を推進します。 ●一人ひとりがお互いを認め合い支え合う関係を醸成します。
	<p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の向上に向けた企業内研修を実施します。 ●事業者として人権問題に関する啓発に努めるとともに、人権侵害を防止・解決するための相談体制を充実します。

具体的施策4 男女共同参画



関連する条例・分野別計画等 王寺町男女共同参画計画

目指す姿

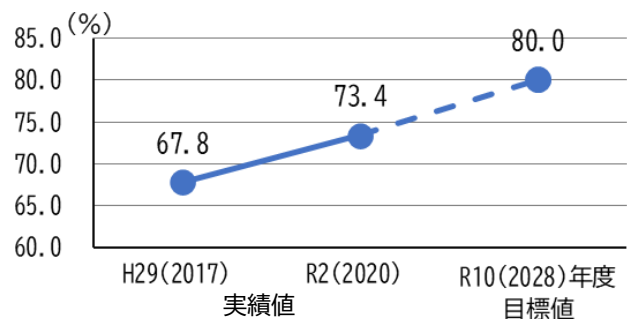
誰もが自分らしく輝けるまち

ライフステージ（結婚・出産・子育て・介護）やライフスタイルに応じて、誰もが自分らしく輝けるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

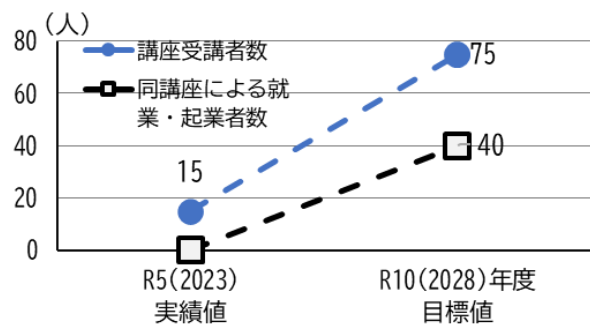
◆KPI2-3

25～44歳女性の就業率



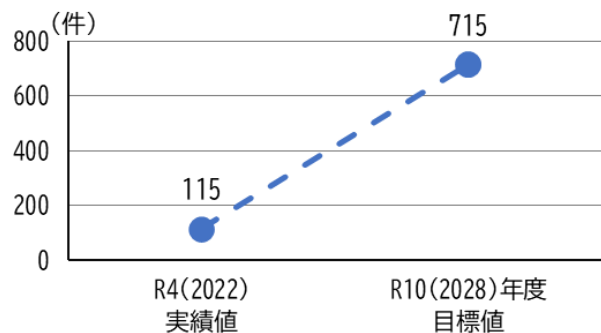
・補助指標①②

女性デジタル人材育成講座受講者数
及び講座による就業・起業者数
[累計]



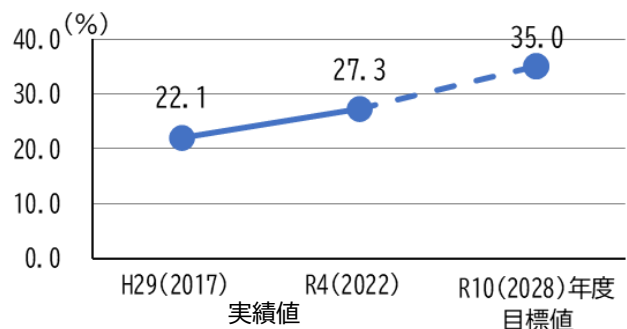
・補助指標③

「まっち☆ジョブ王寺」女性の就職
件数 [累計]



◆KPI2-4

町が設置する審議会等における女性
委員の割合



現状と課題

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会の実現にあたっては、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍するための環境整備をはじめとして、家庭、職場、地域等あらゆる場面での取組を体系立てて、整合性を持ち計画的に推進する必要があるため、町の指針となる王寺町男女共同参画計画を令和5(2023)年3月に策定しました。令和4(2022)年1月に実施した住民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」の割合が62.4%となり、男女の役割を固定化しない考え方は広がってきています。町が設置する審議会等における女性委員比率は、令和4年度は27.3%と以前より増えてはいますが、女性の登用が進んでいるとはまだ言えない状況です。

また、男女共同参画社会基本法の理念や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者に係る差別など社会潮流の変化を踏まえ、王寺町における男女共同参画の取組を推進するための条例の制定について検討する必要があります。

●自分らしくいきいきと働ける環境づくり

王寺町では、平成26(2014)年王寺町地域交流センター内に、職業紹介のための「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」を誘致しました。また、平成29(2017)年には、柔軟な就労環境の提供による新たな雇用創出を目的として、テレワークを主体とした「王寺町女性活躍支援センター」を整備しました。ソフト面ではハローワークや奈良県と連携しながら就業・起業支援セミナー等を実施しています。

また、活動の核となる人材の発掘と育成のため令和3(2021)年11月に設立された「一般社団法人王寺まちづくり」では、達磨寺方丈を使った王寺マルシェ等、新たな賑わい創出に取り組まれています。

さらに、令和4(2022)年に誘致した民間運営によるテレワーク施設0-terraceを拠点として、「男女の就労のチャレンジ支援」「男女賃金格差の解消」「女性の経済的自立」を目的とした女性活躍プログラムが行われ、官民連携してデジタル人材の育成に取り組んでいます。

令和2(2020)年国勢調査によると、王寺町における25～44歳女性の就業率は73.4%と増加傾向ですが、国平均77.9%、県平均74.1%と比べるとまだまだ低い状況です。ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、就職セミナーや起業、就業にかかる講座の開催やデジタルスキル習得支援など、国・県と連携しながら「多様な女性の働き方」を支援していくことが必要です。

具体的な取組

◆ 男女共同参画社会を目指した取組の推進

・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現

家庭内での家事（料理、掃除、子育て）の効果的な取組を学び、子育て中における「質の高いライフスタイル」の実現を目指すための講座を行います。

・男性の育児参加の推進

「パパママクラス（妊婦体験や沐浴の方法等を習う教室）」や「パパの育児参加推進イベント」を

引き続き実施し、固定的性別分担意識を払拭する啓発に努めます。

・ 審議会等における女性の登用の促進

町が設置している審議会・委員会等において、女性委員の登用を促進します。

・ 男女共同参画を推進する条例の制定に向けた研究

男女共同参画計画に掲げた施策を継続して計画的に推進していくため、男女共同参画に関する条例の制定に向けた研究を行います。

◆ 自分らしくいきいきと働ける環境づくり

・ 誰もが働きやすい環境づくり




学童保育や病児保育の充実を図り、また、教育時間終了後や夏休み等の期間中、保護者の希望により行っている町立幼稚園での預かり保育を引き続き実施するとともに、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長を検討していきます。

・ 女性の就業・起業支援

ハローワークと連携した合同面接会や合同企業説明会の開催、奈良県と連携した「子育て女性就職相談窓口」の開設や「働く女性応援講座」の開催、女性の起業支援プログラムによる事業の誘致に取り組みます。

また、「王寺町女性活躍支援センター」を中心に、テレワークを主体とした柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組むとともに、テレワーク施設「o-terrace」を拠点にデジタルスキルの習得促進を目的とした「女性デジタル人材育成事業」を実施し、女性の就業・起業支援を推進します。

役割分担

	<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な役割分担意識にとらわれないようにします ● 男女共同参画に関する事業を有効に活用します。 ● 意思決定の場において、女性も積極的に参加します。 ● 家事や子育て等において、役割分担しながら、男女が共に責任を果たします。
	<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性を生かしながら、男女を問わずすべての人が、いきいきと自分らしく活躍できるように努めます。 ● 地域において、性別に関わらず、一人ひとりの能力や個性を尊重します。
	<p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と家庭での役割が両立できるよう配慮し、職場における男女共同参画を推進します。 ● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働きやすい環境づくりに取り組みます。

具体的施策5 行政サービスの提供

関連する条例・分野別計画等 王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例

目指す姿

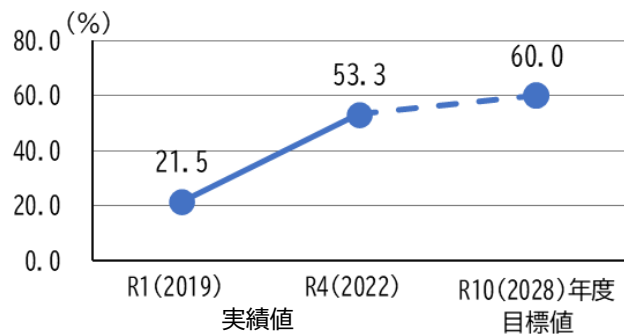
簡単便利な手続きで質の高い行政サービスの実現

さまざまな手続きで、マイナンバーカード（個人番号カード）の利用が進むとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）（※）の推進によって、役場に来なくても各種証明書が取得できる等、便利で質の高い行政サービスが提供されています。

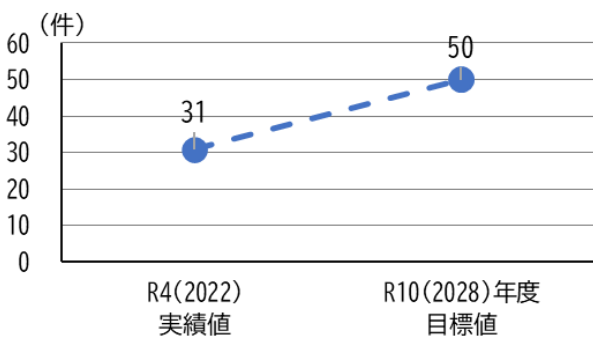
※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を用い、業務を変革すること。

重要業績評価指標（KPI）

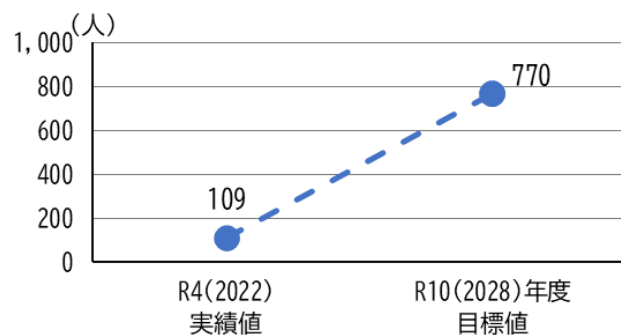
◆KPI3-1
電子申請利用率



◆KPI3-2
電子申請が可能な行政サービス数



◆KPI3-3
デジタルデバイド対策事業参加者数
【累計】



現状と課題

●DXの推進

デジタル技術の急速な進歩は、社会のさまざまな分野に大きな影響を与えており、行政分野においてもDXを推進し、利便性の高いサービスを提供することが求められています。

マイナンバーカードは、行政手続きの簡易化やオンライン化など、行政サービスのDXを推進するためには欠かせないものです。王寺町では、マイナンバーカードの普及が順調に進み、令和5(2023)年10月末の交付率は、80%を超えています。今後は、町独自の付加サービスを導入するなど、利便性の向上が求められます。

デジタル化による利便性向上とともに、個人情報漏洩を防止するため、更なる情報セキュリティの強化が必要です。

●行政サービスの向上

住民のライフスタイルが多様化していることから、誰もがいつでもどこでも行政サービスを利用できる環境が求められています。

インターネットを介して申請・届出(電子申請)が行えるオンラインサービスについて、王寺町では、平成29(2017)年度から公共施設の利用予約や各種手続きを行えるよう、奈良県と県内市町村で共同運営する汎用受付システム「e古都なら(イーコトなら)」を導入し、順次利用可能なサービスを拡充してきました。令和元(2019)年度には「チャットボット・システム」(町公式LINEアカウントを通じて、住民からの質問に日時を問わずにAI(人工知能)が自動回答するシステム)を開始しています。

令和4(2022)年度からは、各種証明書の発行手数料や公共施設の施設利用料の支払いで使えるキャッシュレス決済サービスを開始するとともに、コンビニエンスストアで町税や保育料、町営住宅使用料を納付できるコンビニ納付が可能となりました。また、スマートフォンで電子マネー等によるオンラインで納付できるシステムも導入しました。

一方で、デジタル技術(特にインターネット)を使える人と使えない人との間に生じる「デジタルデバイド(情報格差)」が社会問題となっています。

具体的な取組

◆DXの推進

・DXの推進、BPR(※)の実施

最新のデジタル技術を子育てや教育、福祉をはじめとする様々な分野に取り入れ、住民が必要な時に必要な情報が得られるよう、行政との双方向コミュニケーションの拡充を図ります。また、既存業務の見直し・改善に取り組むこと(BPR)でDXを推進し、住民サービスの向上と業務の効率化を同時に実現します。

※BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)とは、既存の業務過程(手順、役割分担、ルール)を根本から見直し、再編成すること。

・ **AI（人工知能）や自動化技術の活用**

手書き文字の認識をAIで学習することで、高い精度で読み取った文字をデータに変換するAI-OCRや、データの転記・集約を自動化するRPA(※)など、新しい技術の活用により事務効率の向上を図ります。

※RPA(ロボティック プロセス オートメーション)とは、パソコン上での定型業務を自動処理する技術のこと。

・ **情報セキュリティの強化対策**

日常業務に潜んでいるセキュリティリスクを各職員が認識し、組織としてセキュリティ体制を底上げするために、個人情報保護やサイバーセキュリティ対策等の研修を実施することで、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、新たなサイバー攻撃に対処するための情報セキュリティ対策を強化します。

◆ **行政サービスの向上**

・ **書かない・待たない・行かない窓口の実現に向けた取組**

インターネットを介して手続が可能な電子申請を様々な分野に拡充するとともに、使用料や手数料等をオンライン決済で行える環境を整備することで、申請のためだけの来庁を不要とする「行かない窓口」の実現に取り組みます。また、窓口への来庁が必要な場合でも、マイナンバーカード等を利用して書類を自動作成する「書かない窓口」や、資料等の提出が一度で済むなど、利用者が利用しやすく、職員の負担も軽減できるような仕組みの実現に取り組みます。




・ **マイナンバー制度の普及・浸透**

健康保険証利用や運転免許証利用等、国が実施するマイナンバー施策に対応して、町としても周知・広報の実施や申請・交付・支援体制の整備を行います。また、町独自でも住民サービス向上につながるような、マイナンバーカードの利活用について検討を行います。

・ **デジタルデバйд対策**

「スマホ・パソコン等のデジタル機器の操作」や「オンラインでの手続」に慣れている人と、そうではない人との間に生じる情報格差を無くすため、スマホ教室・パソコン教室等の定期的な開催やデジタルに不慣れな方へのサポートを実施するなど、全ての住民がデジタルの恩恵を受けることができる町を目指します。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none">●マイナンバーカードの交付を受け、それを活用した行政サービスを利用します。●デジタル技術の活用によりオンライン化された、利便性の高い行政サービスを利用します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none">●デジタル技術の活用によりオンライン化された、利便性の高い行政サービスを利用するとともに、地域で普及啓発に努めます。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●マイナンバーカードやデジタル技術を活用した行政サービスについて事業者の視点から提案します。

具体的施策6 行政経営

関連する条例・分野別計画等

王寺町中期財政計画／王寺町人財（材）育成戦略／王寺町公共施設等総合管理計画

目指す姿

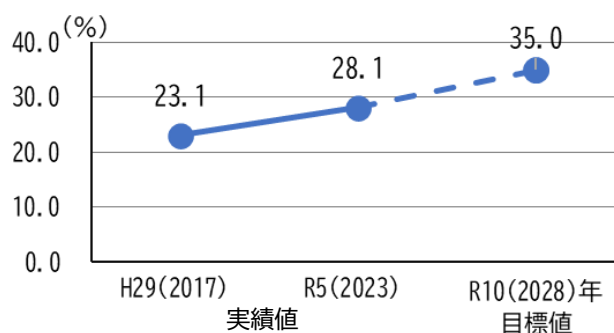
柔軟で健全な行政経営の展開

少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、積極的に歳入の確保や行政改革に取り組みながら、多様化する住民ニーズに、柔軟かつ迅速に対応できる健全で持続可能な行財政運営を行っています。

重要業績評価指標（KPI）

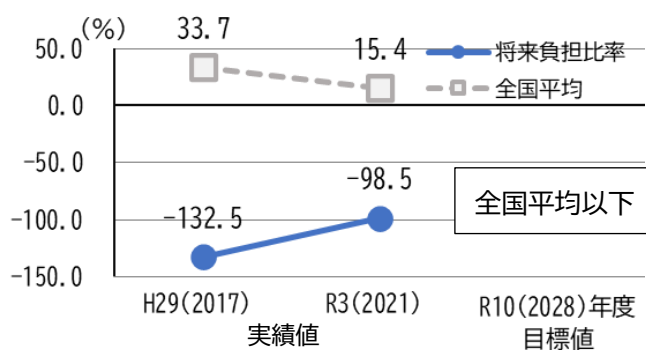
◆KPI3-4

行財政運営に関する満足度



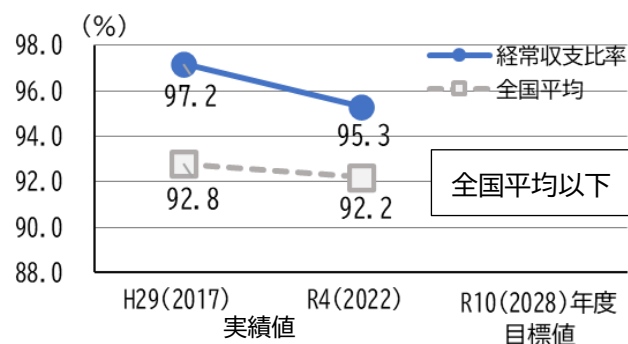
・補助指標

将来負担比率 ※



◆KPI3-5

経常収支比率 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●健全な財政運営

王寺町ではインターネット広告等の活用など「ふるさと納税」を推進し令和4（2022）年度には寄附額が6千万円を超えました。また、令和2（2020）年度の税制改正により企業が利用しやすくなった「企業版ふるさと納税」は、令和4年度には5社から計855万円の寄附金を受け入れました。

令和4（2022）年度における王寺町の経常収支比率は95.3%と、全国平均の92.2%を上回り、財政構造が硬直した状態となっています。そのため、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の見直しや経常経費の不断の見直しが必要となっています。

●計画的な行政運営

少子高齢化、人口減少等の社会環境の変化や、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するために、職員の能力向上や時代のニーズに柔軟に対応できる機能的な組織運営が求められています。また、総合計画や財政計画、公共施設等総合管理計画の適正な進行管理のもと、持続可能な自治体経営が課題となっています。

具体的な取組

◆健全な財政運営の推進

・自主財源の確保

観光振興を核とした町のにぎわい創出により歳入の根幹である税収の確保につなげるとともに、ふるさと納税の拡充や町有財産の有効活用等により、多角的な財源の確保を図ります。

・計画的な財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減少や社会保障費の増加が見込まれる中、事業の重点化や優先順位を明確にした中期財政計画を定期的に見直し、健全で安定的な財政を堅持します。また、公会計システムに基づく財務諸表を生かし、中長期的な予算編成や町有財産の維持更新等に活用します。

・「公共施設等総合管理計画」の実行

「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適切な長寿命化対策等を推進し、事後保全から予防保全への転換を図りながらトータルコストの削減と平準化を図ります。受益者負担の適正化や広域での公共施設の相互利用のあり方、包括管理委託の導入等について引き続き研究・検討を行います。また、余剰となる土地・建物については、災害時の避難所など必要な機能を確保しつつ、民間への売却も選択肢のひとつとして、子育て施設、観光関連施設、公園としての整備等、場所に応じた効果的な活用を検討します。

◆ 計画的な行政運営の推進

・ 総合計画の進捗管理

各施策の成果指標の達成度を評価することにより、P D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善）を確立し、適正な進行管理を行うことで取組を実効性のあるものとします。

・ デジタル技術の活用

電子決裁の導入による事務処理の電子化やA I 技術を活用したデータ入力、文書作成等、内部事務のD X化による効率化を推進することにより、経常経費の削減を図ります。また、D Xにより集約された情報の活用、データ分析等を進め、住民サービスの向上を図ります。




・ 職員の育成

職員一人一人を適切に評価し職員の能力開発や人事管理を効果的に進めるため人事評価制度の見直しを行います。また、職階に応じた職員研修の充実を図り職員の主体的な能力開発を支援します。

・ 働きやすい環境整備

職員が心の健康の保持・増進を図り、能力を十分発揮できる環境整備を進めます。また、ハラスメントの防止を徹底することで、良好な職務環境の維持に努めます。

役割分担

	<p>住民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町の施策や財政状況に関心を持ちます。 ●健全な財政運営のための施策に関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べます。
	<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補助金等に依存することなく自立した団体運営を行います。 ●町全体の状況を見据え、地域の課題に合った地域組織の運営を行うとともに、地域間の調整を行います。
	<p>団体、事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の視点から効率的・効果的な施策を提案します。 ●ふるさと納税を呼びかけます。 ●企業版ふるさと納税に協力します。

具体的施策7 広域連携

関連する条例・分野別計画等 王寺町地域防災計画／王寺町公共施設等総合管理計画

目指す姿

広域的な行政課題を他の自治体と連携し解決できるまち

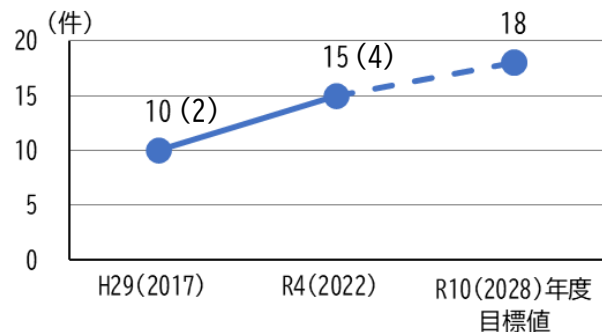
広域的な行政課題について、県や近隣の自治体等と課題に応じた連携協力により効率的・効果的に行政サービスを提供しています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI3-6

市町村間の広域連携によって進めた
事業数〔累計〕

※（ ）内は防災協定締結数



現状と課題

●近隣自治体や関係機関等との連携

災害時における相互応援協定の締結、広域観光ルートの形成等、各地域における課題を効率的・効果的に解決するため自治体間連携を進めることが重要です。

王寺町は、大阪府柏原市・河内長野市・熊取町、滋賀県湖南市と災害時応援協定を締結しています。また、西和5町と連携協約を締結し、令和2(2020)年1月に西和地域病児保育室「いちごルーム」を開設しました。令和3(2021)年度には聖徳太子ゆかりの大和郡山市、生駒郡の近隣6市町と2企業が連携して観光客誘致に取り組む「WEST NARA広域観光推進協議会」を発足しました。また、「葛城修験(※)」が令和2(2020)年度に日本遺産認定を受けたことにより、和歌山県・大阪府・奈良県内の構成自治体が情報発信や観光誘客で連携する「葛城修験日本遺産活用推進協議会」を設立しました。

※葛城修験：和歌山～大阪～奈良の境にそびえる峰々は、修験道の開祖といわれる役行者がはじめて修行を積んだ地とされており「葛城修験」と呼ばれている。王寺町からは、「明神山水神社」が「葛城修験」の最後の経塚(満願の地)として、日本遺産の構成文化財に組み込まれている。

さらに、令和5(2023)年度から鉄道遺構など近代化遺産の価値や魅力を普及するための活動を行う「全国近代化遺産活用連絡協議会」に加盟し、令和5(2023)年7月には同協議会の全国大会が王寺町で開催されました。

●大学・民間事業者等との連携

王寺町では奈良県立大学・奈良学園大学・奈良芸術短期大学・奈良大学・大阪産業大学・奈良女子大学の6つの大学や、学校法人西大和学園、王寺工業高等学校の他、ホテルや金融機関等と連携協定を締結

し、まちなぎわい創出イベントへの協力や町民ワークショップの運営支援、町産オリーブの活用PRなど、地域活性化に向けた取組を行っています。

また、町内にある「特別養護老人ホームてんとう虫」を福祉避難所として活用させていただくため、社会福祉法人博寿会と「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」を締結しています。

地方創生に向けて取り組むさまざまな事業等において、地域独自の魅力向上や課題解決のため、より一層、大学・高等学校、金融機関等との連携のもと、人的・知的資源の交流を深める必要があります。

具体的な取組

◆ 近隣自治体や関係機関等との連携の推進

・奈良県との連携

奈良県との「まちづくりに関する連携協定」に基づく、王寺駅周辺地区のまちづくりの計画立案、事業化を推進します。また、県と市町村の連携・協働のもと、水道事業の広域化等、地域の重要課題の解決に向けて、より強固な連携を推進します。また、奈良県が構築・提供を予定している奈良スーパーアプリ(情報連携基盤)を活用した情報発信及び施設予約、各種申請のデジタル化を推進し住民の利便性向上を図ります。

・公共施設の相互利用の検討

近隣市町との公共施設(文化施設、スポーツ施設)の相互利用の実証実験の結果をもとに、より効果的な実施に向けた検討を行います。

・行政課題に応じた連携協力

互いの団体が持つ特性を生かしながら交流を深め、相互の地域活性化や安全・安心の確保を図るため、観光事業における交流や災害時における相互援助の防災協定の締結を行うと同時に、国の広域連携にかかる制度も見極めながら、さまざまな行政課題に応じた連携協力を推進します。

◆ 大学・民間事業者等との連携の推進




・大学、高等学校や金融機関との連携

地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学・高等学校、金融機関等との連携を推進します。

・「WEST NARA広域観光推進協議会」のエリア拡大

1市5町(大和郡山市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・王寺町)で構成するWEST NARA広域観光推進協議会のエリア拡大を図り、聖徳太子などをテーマとした広域観光誘客を図ります。

役割分担

	住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連携について関心を持ち、理解を深めます。 ●公共施設の相互利用等を積極的に活用します。
	地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●広域連携について関心を持ち、理解を深めます。 ●町外の地域との交流を積極的に推進します。
	団体、事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な知識・技術の提供、知的・人的資源等の有効活用により、まちの課題解決に貢献します。